

「放射性物質含有のリスクを有する食品の輸入の要件を定める保健省布告」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

●放射性物質含有のリスクを有する食品の輸入の要件を定める保健省布告

日本国本州での震災発生で原子力発電所からの放射性物質漏出が生じ、食品に放射性物質が含有することになったため、日本国を原産地とする食品における放射性物質含有を監視する標準を定める必要性が出てきたことにより、また仏暦2554年4月11日付けの放射物質含有食品の標準についての保健省布告第五項で大臣が放射性物質含有食品の管理のため食品の種類、エリア及び国を布告すると定めているところに従い、

仏暦2522年食品法令の第五条及び第六条（3）の内容に基づく権限に依拠して、[中略] 保健大臣は以下のように布告を制定する。

第一項

日本国の福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉各都県のエリアで生産された全種類の食品は、仏暦2554年4月11日付けの放射性物質含有食品の標準についての保健省布告で定められた量を超えないとする放射性物質含有食品の標準に従わなければならない。ここに輸入者は輸入ごとに毎回、輸入ポイントにおいて、以下の機関からの食品の種類、放射性物質の量及び食品生産エリアを示す証拠を示さなければならない。

- （1）日本国の責任国家機関。
- （2）日本国の責任国家機関から承認されたその他の機関。
- （3）国家機関の検査所。
- （4）国家機関から委任されたか保証を受けた検査所。
- （5）国際基準に基づく試験所の能力の承認を受けた検査所。

第二項

日本国の第一項に基づくエリア以外のエリアで生産され、王国内に輸入される全種類の食品は、日本国の国家機関が発行した当該エリアでの栽培、飼育または生産されたことを示す原産地証明書を有していなければならない。

第三項

本布告は官報公示日の翌日から施行する。[官報公示日は2011年4月11日]

(おわり)